

定款の施行に関する規則

2018年7月30日

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（以下「本協会」という。）定款第6条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(入会および退会手続き等)

第2条 定款第9条第1項に規定する入会申込手続き及び退会手続きについては、会員の資格及び届出に関する規則に従い行う。

2 定款第10条第1項に規定する入会金及び会費、同第2項に規定する特別会費、同第4項に規定する預託金の納入等の手続きについては、入会金及び会費に関する規程に従い行う。

3 本協会は、会員の入会を承認したとき又は会員が退会したときは、その旨を当該会員及び各会員に通知する。

4 前項の規定は、会員が退会以外の事由で会員たる資格を喪失した場合について準用する。

(第二種会員に対する指導等)

第3条 本協会は、定款第9条第1項の規定に従い、第二種会員として入会を希望する者であって、資金決済に関する法律（以下「法」という。）第63条の3第1項に規定する仮想通貨交換業者の登録（以下、「仮想通貨交換業登録」という。）を受けようとする者に対して、法及び本協会の自主規制規則への適合状況の確認その他必要な指示を行うものとする。

2 本協会は、仮想通貨交換業登録を受けようとする第二種会員に対し、仮想通貨交換業登録の準備に係る支援及び法並びに本協会の自主規制規則の遵守態勢に関する指導を行うものとする。

(会員の報告事項)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその内容を本協会に報告しなければならない。

(1)法第63条の3第1項の規定に基づき、仮想通貨交換業の登録申請書を内閣総理大臣に提出したとき

(2)法第63条の4第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から仮想通貨交換業者登録簿に登録した旨の通知があったとき

(3)法第63条の5第2項の規定に基づき、内閣総理大臣から仮想通貨交換業者登録を拒否した旨の通知があったとき

(4)法第63条の6第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に変更の届出を行ったとき

(5)法第63条の12に規定する指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との手続実施基本契約を締結したとき、または、契約を解除したとき

(6)法第63条の14第1項の規定に基づき、仮想通貨交換業に関する報告書を内閣総理大臣に提出したとき

(7)法第63条の14第2項の規定に基づき、仮想通貨交換業に関し管理する利

用者の金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を内閣総理大臣に提出したとき

- (8)法第 63 条の 14 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の報告書に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書を内閣総理大臣に提出したとき。
- (9)法第 63 条の 15 第 1 項又は同 2 項に基づき、会員若しくはその業務委託先が当該会員の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料を内閣総理大臣に提出したとき（仮想通貨交換業者関係事務ガイドラインⅢ-2-2(3)-②-イ. の場合を含むがこれに限らない）、又は会員若しくはその業務委託先に対し、内閣総理大臣による立入検査等が開始されたとき
- (10)法第 63 条の 16 の規定に基づき、内閣総理大臣から業務改善命令を受けたとき
- (11)法第 63 条の 17 各項の規定に基づき、内閣総理大臣から法第 63 条の 2 の登録の取消し又は仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止の命令を受けたとき
- (12)法第 63 条の 18 の規定に基づき、内閣総理大臣が登録を抹消したとき
- (13)法第 63 条の 19 の規定に基づき、内閣総理大臣が公告を行ったとき
- (14)法第 63 条の 20 第 1 項に基づく廃止の届出等を内閣総理大臣に対して行ったとき
- (15)法第 63 条の 20 第 3 項に規定する公告及び掲示を行ったとき
- (16)法第 63 条の 21 に基づき、会員の行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者への移転を完了したとき
- (17)法第 92 条第 1 項に規定する情報を取得したとき
- (18)仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 33 条の規定に基づき、仮想通貨交換業に関する法令違反行為等の届出を行ったとき
- (19)法令（外国の法令を含む。）により処分若しくは処罰を受け、又は本協会に相当する外国の団体若しくは金融に関連した業務を対象とした他の自主規制団体（これに相当する外国の団体を含む。）、金融商品取引所、商品取引所、日本商品先物取引協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき
- (20)仮想通貨交換業者関係事務ガイドライン事務ガイドラインⅡ-2-3-1-3 の規定に基づき、「障害発生等報告書」を財務（支）局長に提出したとき
- (21)個人情報保護に関する規則に定める個人情報の漏えい事案等の事故が発生したとき
- (22)その他本協会が本協会の業務遂行のために必要と認めたとき

（会員名簿の記載事項）

第 5 条 定款第 18 条に規定する会員名簿には、会員の商号又は名称、本店又は国内における主たる営業所（事務所）の所在地若しくは住所、代表者の氏名又は国内における代表者の氏名、会員番号その他本協会が必要と認める事項を記載するものとする。